

## 【 排水基準を定める省令の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法 】

公布日：昭和49年9月30日

環境庁告示64号

[改定]

昭和50年2月3日 環境庁告示4号  
昭和52年8月26日 環境庁告示37号  
昭和57年3月27日 環境庁告示42号  
昭和60年5月30日 環境庁告示28号  
平成1年4月3日 環境庁告示18号  
平成5年3月8日 環境庁告示17号  
平成6年1月10日 環境庁告示2号  
平成7年3月30日 環境庁告示20号  
平成10年4月24日 環境庁告示18号  
平成11年2月22日 環境庁告示15号  
平成12年12月14日 環境庁告示78号  
平成13年6月13日 環境省告示37号  
平成20年4月1日 環境省告示42号  
平成24年5月23日 環境省告示86号  
平成26年3月20日 環境省告示41号  
平成31年3月20日 環境省告示47号  
令和2年3月30日 環境省告示35号  
令和6年2月5日 環境省告示4号  
令和6年3月13日 環境省告示11号  
令和7年4月1日 環境省告示36号

排水基準を定める総理府令(昭和四十六年総理府令第三十五号)の規定に基づき、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法を次のように定め、昭和四十九年十月三十日から施行する。

排水基準を定める総理府令第三条の経済企画庁長官が定める方法(昭和四十六年経済企画庁告示第二十一号)は、同日をもつて廃止する。

排水基準を定める省令第二条の環境大臣が定める方法は、有害物質の種類又は項目ごとに次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 カドミウム及びその化合物 日本産業規格(以下「規格」という。)K〇一〇二-三 十四・二、十四・三、十四・四又は十四・五に定める方法(ただし、十四・二に定める方法にあつては四・二・四・二、四・二・四・三又は四・二・四・五に定める操作を行うものとする。)
- 二 シアン化合物 規格K〇一〇二-二 九・三・二若しくは九・三・三の蒸留操作を行い、九・四、九・五若しくは九・六(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「告示」という。)付表一(蒸留操作は装置にて行う)に掲げる方法

- 三 有機磷（りん）化合物 規格K〇一〇二-四 七・二・一及び七・二・三に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPN にあつては規格K〇一〇二-四 七・二・一、七・二・二・二及び七・二・五又は七・二・一及び七・二・六に定める方法（ただし、七・二・六に定める方法により測定する場合において、七・二・二のクリーンアップを行うときは、七・二・二・二に定める操作とする。）
- 四 鉛及びその化合物 規格K〇一〇二-三 十三・二、十三・三、十三・四又は十三・五に定める方法（ただし、十三・二に定める方法にあつては四・二・四・二、四・二・四・三又は四・二・四・五に定める操作を、十三・四に定める方法にあつては四・二・四・四又は四・二・四・五に定める操作を行うものとする。）
- 五 六価クロム化合物 規格K〇一〇二-三 二十四・三・一に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、二十四・三・三・四の b)及び二十四・二に定める方法）又は規格K〇一〇二-三 二十四・三・二に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、規格K〇一七〇-七 七の a)又は b)に定める操作を行うものとする。）
- 六 砒（ひ）素及びその化合物 規格K〇一〇二-三 二十・二、二十・三、二十・四又は二十・五に定める方法
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 告示付表二に掲げる方法
- 八 アルキル水銀化合物 告示付表三に掲げる方法及び付表一に掲げる方法
- 九 ポリ塩化ビフェニル 規格K〇〇九三に定める方法又は告示付表四に掲げる方法
- 十 トリクロロエチレン 規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法
- 十一 テトラクロロエチレン 規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法
- 十二 ジクロロメタン 規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法
- 十三 四塩化炭素 規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法
- 十四 一・二-ジクロロエタン 規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法
- 十五 一・一-ジクロロエチレン 規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法
- 十六 シス-一・二-ジクロロエチレン 規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法
- 十七 一・一-トリクロロエタン 規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法
- 十八 一・一・二-トリクロロエタン 規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法
- 十九 一・三-ジクロロプロペン 規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法
- 二十 チウラム 告示付表五に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても百ミリリットルとする。）
- 二十一 シマジン 告示付表六の第一又は第二に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても百ミリリットルとする。）
- 二十二 チオベンカルブ 告示付表六の第一又は第二に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても百ミリリットルとする。）
- 二十三 ベンゼン 規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・二又は五・四・二に定める方法
- 二十四 セレン及びその化合物 規格K〇一〇二-三 二十六・二、二十六・三又は二十六・四に定める方法
- 二十五 ほう素及びその化合物 規格K〇一〇二-三 五・二、五・三、五・五又は五・六に定める方法
- 二十六 ふっ素及びその化合物 規格K〇一〇二-二 五・二及び五・三、五・二及び五・四（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン

二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、規格K〇一七〇 - 六 六図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)、五・二及び五・五(蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によつて液性を判別する。)又は五・二・二及び五・六に定める方法

二十七 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格K〇一〇二 - 二 十三・三、十三・四、十三・五、十三・六又は十三・七に定める方法(ただし、十三・四、十三・五又は十三・六に定める方法により測定する場合において、蒸留操作を行うときは、十三・二・二又は十三・二・四に規定する方法とする。)により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数〇・七七六六を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格K〇一〇二 - 二 十四・二、十四・三又は十四・四に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数〇・三〇四五を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格K〇一〇二 - 二 十五・七又は十五・八に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数〇・二二五九を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法(ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあつては、当該方法に代えて十五・三(十五・三・四1)及びm)の式中「 $-pN02-2 \times 1.348$ 」を除く。)、十五・四(十五・四・四g)及びh)の式中「 $-pN02-2 \times 1.348$ 」を除く。)又は十五・六(十五・六・四g)及びh)を除く。)に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数〇・二二五九を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。)

二十八 一・四-ジオキサン 告示付表七に掲げる方法

二十九 水素イオン濃度 規格K〇一〇二 - 一 十二に定める方法

三十 生物化学的酸素要求量 規格K〇一〇二 - 一 十八に定める方法

三十一 化学的酸素要求量 規格K〇一〇二 - 一 十七・二に定める方法

三十二 浮遊物質 告示付表八に掲げる方法

三十三 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 規格K〇一〇二 - 一 二十二・三又は二十二・四に定める方法

三十四 フェノール類含有量 規格K〇一〇二 - 四 五・二・三(ただし、蒸留操作を行うときは、五・二・二・三に規定する方法を除く。)又は五・二・四(ただし、試験操作を行うときは、規格K〇一七〇 - 五のうち六・三・二、六・三・三又は六・三・四に規定する方法に限る。)に定める方法

三十五 銅含有量 規格K〇一〇二 - 三 十一・三、十一・四、十一・五又は十一・六に定める方法

三十六 亜鉛含有量 規格K〇一〇二 - 三 十二・二、十二・三、十二・四又は十二・五に定める方法

三十七 溶解性鉄含有量 規格K〇一〇二 - 三 十六・三、十六・四若しくは十六・五に定める方法又は付表二に掲げる方法

三十八 溶解性マンガン含有量 規格K〇一〇二 - 三 十五・二、十五・三、十五・四又は十五・五に定める方法

三十九 クロム含有量 規格K〇一〇二 - 三 二十四・二に定める方法

四十 大腸菌数 下水の水質の検定方法に関する省令(昭和三十七年(厚生省/建設省/令第一号)に規定する方法

四十一 窒素含有量 規格K〇一〇二 - 二 十七・二、十七・三又は十七・五(十七・五・三・二を除く。)に定める方法

四十二 磷含有量 規格K〇一〇二 - 二 十八・四(十八・四・一・四の b)を除く。)に定める方法

(昭五〇環庁告四・一部改正、昭五二環庁告三七・旧第一・一部改正、昭五七環庁告四二・昭六〇環庁告二八・平元環庁告一八・平五環庁告一七・平六環庁告二・平七環庁告二〇・平一〇環庁告一八・平一一環庁告一五・平一二環庁告七八・平一三環省告三七・平成二十年環省告四十二・一部改正・平成二十四年環省告八十六・令七環省告三十六・一部改正)

附則

昭和五十年三月一日から施行する。

平成十三年七月一日から施行する。

令和七年四月一日から適用する。

## 付表一

### アルキル水銀の検定方法

#### 一 試薬

- (一) アンモニア水
- (二) 塩酸
- (三) ベンゼン
- (四) 塩酸(一+五十)
- (五) 塩酸(一+十)
- (六) 活性アルミナ

活性アルミナ (クロマトグラフ吸着用 (粒径五十マイクロメートル) 百グラムに水を加えてかき混ぜ、メチルレッドのエタノール溶液 (一リットルにつき一グラム) 二〜三滴を加えた後、塩酸(一+二十)を滴下して中和し、次いでこれをろ紙でろ過し、水で洗浄した後、ろ紙からはがして摂氏百八十〜二百二十度で約二時間乾燥し、デシケータ中で放冷し、保存したもの

- (七) クロロホルム
- (八) 展開液

ヘキサンとクロロホルムを容量比一対九の割合で混合したもの (ヘキサン・アセトン混液 (ヘキサンとアセトンを容量比八十五対十五の割合で混合したもの) 又は水を飽和したn-ブタノール等を用いてもよい。)

- (九) ジチゾンクロロホルム溶液 (一リットルにつき〇・〇五グラム)

- (十) 塩化メチル水銀標準原液又は塩化エチル水銀標準原液

塩化メチル水銀〇・一二五グラム又は塩化エチル水銀〇・一三二グラムをベンゼンに溶かして十ミリリットルとしたもの (この溶液一ミリリットルは水銀十ミリグラムを含む。)

- (十一) 塩化メチル水銀中間標準液又は塩化エチル水銀中間標準液

塩化メチル水銀標準原液又は塩化エチル水銀標準原液をベンゼンで百倍に薄めたもの (この溶液一ミリリットルは水銀〇・一ミリグラムを含む。)

- (十二) Rf 値確認用塩化メチル水銀標準液又は Rf 値確認用塩化エチル水銀標準液

塩化メチル水銀中間標準液又は塩化エチル水銀中間標準液を使用時にクロロホルムで十倍に薄めたもの

- (十三) 塩化メチル水銀標準液又は塩化エチル水銀標準液

塩化メチル水銀中間標準液又は塩化エチル水銀中間標準液をベンゼンで百倍に薄めたもの (この溶液一ミリリットルは水銀〇・〇〇一ミリグラムを含む。使用時に調製する。)

- (十四) 告示付表二の一に掲げる試薬

#### 二 器具及び装置

- (一) 分液漏斗

容量五百ミリリットル及び五十ミリリットルのもの

- (二) アルミナカラム

図一に示すもの

- (三) シリカゲル薄層板

薄層クロマトグラフ用シリカゲル十グラムに水三十ミリリットルを加え、これをガラス板（縦と横がそれぞれ二十七センチメートルのもの）に〇・二〇～〇・二五ミリメートルの厚さに均一に塗り、摂氏百五～百十度で約三時間乾燥し、デシケータ中で放冷し、保存したもの

(四) マイクロシリンジ

容量百マイクロリットルのもの

(五) 展開槽

(六) 告示付表二の二に掲げる器具及び装置三 試料の採取及び保存

試料の採取及び保存は告示付表二の三に定める方法による。

四 試験操作

(一) 試料二百ミリリットルを分液漏斗（容量五百ミリリットル）に採り、アンモニア水又は塩酸で中和した後、塩酸性（一リットルにつき二モル）とする（注一）。この溶液にベンゼン五十ミリリットルを加えて約二分間激しく振り混ぜ、静置した後（必要があれば遠心分離を行う。）、水層を別の分液漏斗（容量五百ミリリットル）に移し、ベンゼン層を保存する。水層に再びベンゼン五十ミリリットルを加えて約二分間激しく振り混ぜ、静置した後、水層を捨てる。ベンゼン層を合わせ、塩酸（一+五十）二十ミリリットルを加え、約一分間振り混ぜて洗浄し、静置した後、水層を捨てる。残ったベンゼン層を乾いたろ紙でろ過し、水分を除去する。

(二) ベンゼン層をアルミナカラムに毎分十ミリリットルの流量（吸引によつて調節する。）で流し入れ、更にベンゼン十ミリリットルを流し入れる。アルミナカラムの上部のガラスウールを取り去り、上部から約二センチメートルの厚さのアルミナを取り出し、分液漏斗（容量五十ミリリットル）に移し入れ、塩酸（一+十）五ミリリットルとクロロホルム三ミリリットルを加えて約三分間激しく振り混ぜ、静置する。

(三) クロロホルム層を分取し、乾いたろ紙でろ過し水分を除去する。このクロロホルム層から一・五ミリリットルを採り、シリカゲル薄層板の下端から約二センチメートルの高さに左右の両端を約三センチメートルずつあけて、マイクロシリンジを用いて幅二センチメートル以上の間隔で数点に分けて点状に添付する。また、塩化メチル水銀又は塩化エチル水銀の展開位置を確認するため、点状に添付したクロロホルムと同じ高さでシリカゲル薄層板の両端から約一・五センチメートルの位置に Rf 値確認用塩化メチル水銀標準液又は Rf 値確認用塩化エチル水銀標準液百マイクロリットルを添付する。

(四) 直ちに展開槽（あらかじめ展開液（注二）を入れ、展開液の蒸気で飽和させておいたもの）中にシリカゲル薄層板をクロロホルムを添付した方の端から静かに挿入し、約〇・五センチメートル浸し、上昇法により十五センチメートル展開する。

(五) 展開終了後シリカゲル薄層板を風乾し、ジチゾンクロロホルム溶液（一リットルにつき〇・〇五グラム）を噴霧してメチル水銀化合物又はエチル水銀化合物を発色させ、Rf 値確認用塩化メチル水銀標準液又は Rf 値確認用塩化エチル水銀標準液の発色点と同じ Rf 値に相当する展開位置にある各点のシリカゲルをシリカゲル薄層板からかき取り、還元フラスコに移す。

(六) この還元フラスコに水を加えて二百ミリリットルとし、以下告示付表二の四の(二)から(六)までの操作を行う。

(七) (六)の操作により得られた測定値から、あらかじめ五により作成した検量線を用いて試料中の水銀量を求め、次式によつて試料の水銀濃度を算出する。

$$\text{水銀濃度 (mg/L)} = a \times 1,000 / \text{試料量 (ml)}$$

この式において、a は検量線を用いて求めた試料中の水銀量（ミリグラム）を表す。

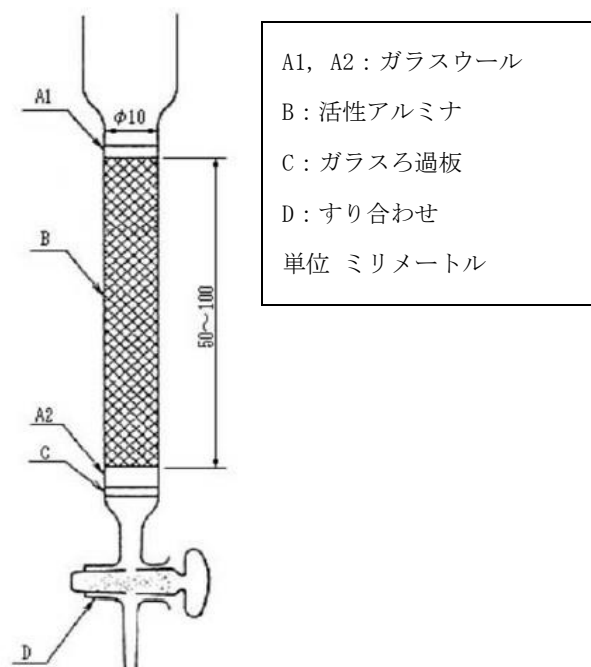
(注一) 試料中に硫化物やチオシアン酸塩が含まれているときは、塩酸酸性(一リットルにつき二モル)とした試料に塩化銅(I)粉末百ミリグラムを加え、よくかき混ぜてしばらく静置した後ろ過し、ろ紙上に残った沈殿物を塩酸(一十五)を用いて二~三回洗浄し、ろ液と洗液を合わせる。

(注二) エチル水銀の定量を行う場合であつて、試料中にフェニル水銀が存在するときは、水を飽和したn-ブタノールを用いる。

## 五 検量線の作成

分液漏斗(容量五十ミリリットル)に塩化メチル水銀標準液又は塩化エチル水銀標準液を段階的に採つたものについて、それぞれ、塩酸(一十一)一ミリリットルと水を加えて五ミリリットルとする。これにクロロホルム三ミリリットルを加えて約三分間激しく振り混ぜた後、静置する。以下四の(三)から(六)までの操作を行い、得られた測定値をもとに水銀量と吸光度との関係線を求めることにより検量線を作成する。

図 1 アルミナカラム



## 備考

- 一 試料中にアルキル水銀化合物のベンゼン抽出を妨害する成分が含まれている場合には、測定に用いた試料と同量の試料を採り、これに一定量の塩化メチル水銀標準液又は塩化エチル水銀標準液を加えて、本文四の操作を行い、その回収率を求めて本文四の(七)の算出結果を補正する。
- 二 本文四の(五)の操作においてシリカゲルをシリカゲル薄層板からかき取つた後、本文四の(六)の操作に代えて磁器ボートに移し入れ、以下規格K〇一〇二-三 二十五・二・二・四のj)及びk)に定める操作を行つて吸光度を測定してもよい。
- 三 この測定方法による測定は、試料中のメチル水銀化合物及びエチル水銀化合物についてそれぞれ行う。
- 四 この測定方法の定量限界は、一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラムである。
- 五 この測定方法における用語の定義その他でこの測定方法に定めのない事項については、日本産業規格に定めるところによる。

溶解性鉄含有量の検定方法

一 試薬

(一) 水

規格K〇五五七に規定するA三のもの。定量する元素について空試験を行って使用に支障がないことを確認しておく。

(二) 硝酸

規格K八五四一に規定するもの

(三) 鉄標準液 (一リットル当たり十ミリグラム)

規格K〇一〇二 - 三 四・一・七の b)に規定するもの

(四) 内標準液

規格K〇一〇二 - 三 四・七・二の e)に規定するもの

二 器具及び装置

(一) ICP質量分析装置

規格K〇一三三に規定するもので、コリジョン・リアクションセルを備え、スペクトル干渉を低減する機能を有するもの。イオン源として高周波プラズマと同等の性能をもつものを用いてもよい。サンプリングコーン及びスキマーコーンの材質からの汚染が認められないことを確認する。

(二) ろ紙

規格P三八〇一に規定する五種Cのもの

三 試験操作

(一) 試料をろ紙でろ過し、初めのろ液約五十ミリリットルを捨て、その後のろ液を試料とする。

(二) 試料百ミリリットルにつき硝酸五ミリリットルを加える。

(三) 加熱して約十分間静かに煮沸する。

(四) 放冷後、水で一定量にする。

(五) (四) の溶液の適量を取り、内標準液一ミリリットルを加え、五容量パーセント硝酸で百ミリリットルに定容する。

(六) (五) の溶液をICP質量分析装置に導入し、次の表に示す鉄及び内標準元素の質量電荷数比 ( $m/z$ ) の指示値 (イオンカウント値又はその比例値) を測定し、鉄の指示値と内標準元素の指示値との比を求め、四により作成した検量線から試料中の鉄含有量を算出する。(注一)・(注二)

表 スペクトル干渉の例

元素	$m/z$	同重体及び二価イオンの干渉	多原子イオンの干渉
鉄	54	$\text{Cr}^+$ 、 $\text{Pd}^{++}$	$^{40}\text{Ar}^{14}\text{N}^+$ 、 $^{40}\text{Ca}^{14}\text{N}^+$ 、 $^{37}\text{Cl}^{16}\text{OH}^+$ 、 $^{38}\text{Ar}^{16}\text{O}^+$
	56	$\text{Cd}^{++}$	$^{40}\text{Ar}^{16}\text{O}^+$ 、 $^{40}\text{Ca}^{16}\text{O}^+$
ガリウム (内標準元素)	69	$\text{Ba}^{++}$	$^{36}\text{Ar}^{33}\text{S}^+$ 、 $^{37}\text{Cl}^{16}\text{O}^{16}\text{O}^+$
	71	—	$^{36}\text{Ar}^{35}\text{Cl}^+$

イットリウム (内標準元素)	89	-	-
-------------------	----	---	---

(七) 空試験として、試料と同量の水を用いて、(一)～(六)の操作を行う。

(注一) 内標準元素は、試料の性状を考慮し、その他の適切な元素を用いてもよい。

(注二) ICP質量分析装置による鉄の測定では、スペクトル干渉による測定妨害を受けるため、測定には適切なスペクトル干渉低減化用ガスを使用する。

(注三)  $^{56}\text{Fe}$  に対しては  $^{40}\text{Ar}^{16}\text{O}^+$  及び  $^{40}\text{Ca}^{16}\text{O}^+$ 、 $^{54}\text{Fe}$  に対しては  $^{40}\text{Ar}^{14}\text{N}^+$ 、 $^{40}\text{Ca}^{14}\text{N}^+$  等の多原子イオンのスペクトル干渉がある。コリジョンセル又はリアクションセルを用いることにより、これらの多原子イオンの干渉が十分小さいことを確認しておく。なお、カルシウム濃度が高く、その干渉を十分低減できない場合には、次式によりスペクトル干渉を補正した後の比を用い、四により作成した検量線から試料中の鉄含有量を算出する。なお、補正係数は装置、測定条件などによって異なるため、試料に含まれるカルシウムの濃度と同程度のカルシウムだけを含む水溶液を、試料測定の前又は後に測定して求めておく。

干渉補正後の鉄 ( $m/z$  56) の指示値の比＝

$$\frac{\text{鉄}\left(\frac{m}{z}56\right)\text{の指示値}}{\text{内標準元素の指示値}} - \text{補正係数}^1 \times \frac{\text{カルシウム}\left(\frac{m}{z}44\right)\text{の指示値}}{\text{内標準元素の指示値}} \quad (\text{式1})$$

$$\text{補正係数}_1 = \frac{\text{カルシウム溶液の}m/z\ 56\ \text{の指示値}}{\text{カルシウム溶液の}m/z\ 44\ \text{の指示値}} \quad (\text{式2})$$

又は

干渉補正後の鉄 ( $m/z$  54) の指示値の比＝

$$\frac{\text{鉄}\left(\frac{m}{z}54\right)\text{の指示値}}{\text{内標準元素の指示値}} - \text{補正係数}^2 \times \frac{\text{カルシウム}\left(\frac{m}{z}54\right)\text{の指示値}}{\text{内標準元素の指示値}} \quad (\text{式3})$$

$$\text{補正係数}_2 = \frac{\text{カルシウム溶液の}m/z\ 54\ \text{の指示値}}{\text{カルシウム溶液の}m/z\ 44\ \text{の指示値}} \quad (\text{式4})$$

(注四)  $^{54}\text{Fe}$  (同位体存在度約五・八%) に対しては  $^{54}\text{Cr}$  (同位体存在度約二・四%) の同重体イオンによる干渉がある。試料及び標準液中のクロムによる干渉が疑われる場合には、規格K〇一〇二・三 十六・六・七のb)により補正する。

(注五) この方法は、共存元素及び有機物の種類又は濃度の影響を受けやすいので、内標準法によつて定量する。ただし、共存元素及び有機物の含有量が少なく、非スペクトル干渉が無視できる試料の場合は、内標準元素の添加を省略し、鉄の指示値を用いる検量線法によつて定量してもよい。四検量線の作成鉄標準液を段階的に希釈し、試験溶液と同じ割合となるように硝酸及び内標準液を加え、三(六)の操作を行い、検量線を作成する。検量線の作成は試料測定時に行う。

#### 四 検量線の作成

鉄標準液を段階的に希釈し、試験溶液と同じ割合となるように硝酸及び内標準液を加え、三(六)の操作を行い、検量線を作成する。検量線の作成は試料測定時に行う。

備考 この検定方法における用語の定義以外に、この検定方法に定めのない事項については、規格に定めるところによる。